

平成20年度 健全化判断比率等の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の赤字や、公社・第三セクター等を含めた将来負担額などの財政指標を算出し、公表することが義務付けられています。

本市の平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、昨年度に引き続き、国の定める早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

【健全化判断比率】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全ての会計で赤字が発生していないことから該当しませんでした。

また、実質公債費比率は12.4%（前年度比0.2ポイント減）、将来負担比率は124.7%（前年度比19.7ポイント減）となりました。

指標名	平成20年度	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	16.25%	40.0%
実質公債費比率	12.4%	12.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	124.7%	144.4%(167.0%)	350.0%	

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため「—」としています。

※将来負担比率は19年度の比率を修正しています。（）内は修正前の比率です。

【資金不足比率】

対象となる全ての会計において、資金不足は発生しませんでした。

指標名	会計名	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率	下水道事業特別会計	—	—	20%
	公設市場事業特別会計	—	—	
	病院事業会計	—	—	
	水道事業会計	—	—	

※対象となる全ての会計で資金不足が発生していないため「—」としています。

【健全化判断比率の対象範囲】

《会計の種類》		《健全化判断比率等の対象範囲》					
地方公共団体	一般会計 「一般会計等」に含まれる特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地取得事業特別会計 ・ 北柏駅北口区画整理事業特別会計 ・ 学校給食センター事業特別会計 ・ 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 	一般会計等	普通会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	「一般会計等」に含まれない特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業特別会計 ・ 介護保険事業特別会計 ・ 後期高齢者医療事業特別会計 ・ 老人保健事業特別会計 ・ 介護老人保健施設事業特別会計 ・ 駐車場事業特別会計 						
	公営企業に係る特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業会計 ・ 病院事業会計 ・ 下水道事業特別会計 ・ 公設総合地方卸売市場事業特別会計 				(会計ごと)に算定 資金不足比率		
一部事務組合・広域連合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東葛中部地区総合開発事務組合 ・ 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 ・ 千葉県市町村総合事務組合 ・ 千葉県後期高齢者医療広域連合 ・ 北千葉広域水道企業団 							
地方公社・第三セクター等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市土地開発公社 ・ 柏市都市振興公社 ・ 柏市医療公社 ・ 柏市みどりの基金 ・ 千葉県土地開発公社 ・ 千葉県地方土地開発公社 ・ 千葉県信用保証協会 他 							

【財政健全化法の概要】

○健全化判断比率等の公表

毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

○財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、議会の議決を経て、財政健全化計画を定め、公表しなければなりません。



- ①財政健全化計画の策定（議会の議決）と県知事への報告、外部監査の要求が義務づけられる。
- ②実施状況を、毎年度議会に報告して公表しなければならない。
- ③早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われる。

○財政の再生

再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合、議会の議決を経て、財政再生画を定め、公表しなければなりません。



- ①財政再生計画の策定（議会の議決）と総務大臣への報告、外部監査の要求が義務づけられる。
 - ②実施状況を毎年度議会に報告して公表しなければならない。
 - ③財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる（※）。
 - ④財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、総務大臣から予算の変更等が勧告されることがある。
- ※同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の発行が制限される。一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債の発行が可能となる。

○公営企業の経営健全化

早期健全化基準に相当するもので、公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければなりません。

【健全化判断比率等の説明】

○実質赤字比率

・概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（標準的な状態で収入が見込まれる市税等一般財源の金額）に対する割合を表します。

本市の平成20年度決算においては、実質赤字額が発生していない（黒字である）ことから、実質赤字比率を「－」と表示しています。

・算定結果

－％（早期健全化基準…11.25％ 財政再生基準…20.0％）

※参考として、実質収支額（黒字額）を分子として、標準財政規模と比較したものをマイナスで表示すると次のとおりとなります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{5,289,748 \text{ 千円}}{69,168,265 \text{ 千円}} = \triangle 7.64\%$$

※一般会計等の実質収支（黒字）額（単位：千円）

会計名	実質収支額
一般会計	5,220,815
公共用地取得事業特別会計	0
北柏駅北口土地区画整理事業特別会計	32,188
学校給食センター事業特別会計	23,125
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	13,620
合計	5,289,748

○連結実質赤字比率

・概要

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表します。
本市の平成20年度決算においては、連結実質赤字額が発生していない（黒字である）ことから、連結実質赤字比率を「－」と表示しています。

・算定結果

－％（早期健全化基準…16.25％ 財政再生基準…40.0％）

※参考として、実質収支額（黒字額）及び剰余額の合計を分子として、標準財政規模と比較したものをマイナスで表示すると次のとおりとなります。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{18,792,594 \text{ 千円}}{69,168,265 \text{ 千円}} = \Delta 27.16\%$

※連結実質収支額（黒字額）の内訳

（単位：千円）

会計名	実質収支額・剰余額
一般会計	5,220,815
公共用地取得事業特別会計	0
北柏駅北口土地区画整理事業特別会計	32,188
学校給食センター事業特別会計	23,125
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	13,620
国民健康保険事業特別会計	782,701
介護保険事業特別会計	666,776
後期高齢者医療事業特別会計	105,574
老人保健事業特別会計	251,068
介護老人保健施設事業特別会計	65,612
駐車場事業特別会計	70,833
病院事業会計	2,044,425
水道事業会計	8,375,554
下水道事業特別会計	901,666
公設市場事業特別会計	238,637
合計	18,792,594

○実質公債費比率

・概要

実質公債費比率とは、公債費（市債の元利償還金）や実質的な公債費の、標準財政規模に対する割合を3か年の平均値で示す指標です。

本市の平成20年度の実質公債費比率は12.4%（3か年平均）となり、平成19年度より0.2ポイント改善しました。

・算定結果

12.4%（早期健全化基準…25% 財政再生基準…35%）

	(地方債元利償還金＋準元利償還金)－特定財源－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)		
実質公債費比率	=	—————	= 12.4%
(3か年平均)		標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	

※実質公債費比率の内訳

(単位：千円)

		平成20年度	平成19年度	平成18年度
分子	①元利償還金＋準元利償還金	18,562,004	18,119,563	17,689,184
	②特定財源	2,947,480	2,902,644	2,540,450
	③基準財政需要額算入額	8,193,301	7,840,034	7,393,934
	①－②－③	7,421,223	7,376,885	7,754,800
分母	④標準財政規模	69,168,265	68,224,779	66,816,981
	③基準財政需要額算入額	8,193,301	7,840,034	7,393,934
	④－③	60,974,964	60,384,745	59,423,047
実質公債費比率（単年度）		12.1%	12.2%	13.0%
実質公債費比率（3か年平均）		<u>12.4%</u>		

○将来負担比率

・概要

将来負担比率とは、一般会計等が将来支払う必要がある負債の、標準財政規模に対する割合を表します。一般会計等が将来支払う必要がある負債には、地方債の現在高や、債務負担行為の支出予定額、公営企業の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、一部事務組合の地方債残高のうち本市の負担分、職員の退職手当負担額、損失補償をしている第三セクターの負債額（経営状況による）などがあります。

本市の平成20年度将来負担比率は124.7%となり、平成19年度より19.7ポイント改善しました。

・算定結果

124.7%（早期健全化基準…350% 財政再生基準…なし）

将来負担比率	＝	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	＝	124.7%
--------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--------

※将来負担比率の内訳

（単位：千円）

		金額
分子	将来負担額 A	207,805,872
	地方債の現在高	117,298,985
	債務負担行為の支出予定額	6,009,820
	公営企業債等繰入見込額	33,081,369
	組合等負担見込額	1,398,454
	退職手当負担見込額	28,333,144
	設立法人の負債等見込額	21,684,100
	土地開発公社	20,945,176
	第三セクター等	738,924
	連結実質赤字額	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0
	充当可能財源等 B	131,765,139
	充当可能基金	15,147,388
	充当可能特定歳入	24,830,718
うち都市計画税	21,122,565	
基準財政需要額算入見込額	91,787,033	
A - B	76,040,733	
分母	標準財政規模 C	69,168,265
	算入公債費等の額 D	8,193,301
	C - D	60,974,964
将来負担比率		<u>124.7%</u>

○資金不足比率

・概要

公営企業会計ごとの赤字（資金不足）額の，事業規模（事業収入）に対する割合を表します。
本市では，下水道事業，公設市場事業，病院事業及び水道事業が対象となります。

本市の平成20年度決算においては，対象となる全ての公営企業会計で資金不足額が発生していない（剰余額がある）ことから，資金不足比率を「－」と表示しています。

・算定結果

会計名	平成 20 年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	－	20%
公設市場事業特別会計	－	
病院事業会計	－	
水道事業会計	－	

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

※資金剰余額等の内訳

(単位：千円)

会計名	資金剰余額 A	事業の規模 B	A/B
下水道事業特別会計	901,666	5,720,483	△15.7%
公設市場事業特別会計	238,637	480,247	△49.6%
病院事業会計	2,044,425	4,633,361	△44.1%
水道事業会計	8,375,554	7,363,230	△113.7%

各公営企業会計の収支が黒字であることから，比率をマイナスで表示しています。